

○関東地方整備局告示第二百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月二十二日

関東地方整備局長 橋本 雅道

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内
- 2 使用の部分 栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稻荷後地内までの延長約1.96kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である栃木県は、主要地方道藤原宇都宮線（以下「本路線」という。）を道路法第7条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市藤原地内の一般国道 121 号との接続部を起点とし、同県宇都宮市大通り一丁目地内の主要地方道宇都宮那須烏山線との交差点に至る延長約 61km の主要地方道であり、第 3 次宇都宮市都市計画マスタープランにおいて、都市の骨格となる道路網としている 12 放射道路の 1 つとして、栃木県日光市など県北部方面と同県宇都宮市を結ぶほか、一般国道 119 号（宇都宮環状道路）や東北縦貫自動車道上河内スマートインターチェンジへのアクセス道路としての機能も有するとともに、栃木県地域防災計画における第二次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線となっている。

本路線のうち、本件区間に対応する栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稲荷後地内までの区間（以下「現道区間」という。）の一部は、既成集落を通過しており、周辺の小学校・中学校の通学に利用されているほか、バスの通行ルートにはバス停も存することなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、栃木県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（令和 2 年栃木県条例第 6 号、以下「栃木県道路構造条例」という。）に定める第 3 種第 2 級の車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、車両同士のすれ違い時や正面衝突の自動車事故が発生している。また、歩道が設置されていない区間も多くを占め、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行が確保されていないなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

さらに、起業者が令和 7 年 3 月に行った渋滞長調査によると、現道区間の逆面交差点において、最大渋滞長 60m、最大通過時間 2 分 20 秒が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、本件区間が現道の通過交通等を分担することにより安全かつ円滑な交通の確保に寄与するほか、道路交通ネットワークの形成により、広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。現道の通過交通等を分担することから、交通混雑の緩和及び交通事故の減少が期待されるとともに、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 6 年 10 月に任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、道路の供用による大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。また、起業者は、

本件事業の施工に当たり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

このほか、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるサシバ、タガメ、栃木県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヤマカガシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるノダイオウ、準絶滅危惧であるミズネコノオ、ミズオオバコ、ミズニラ、ナガエミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が小さい若しくは軽微であると予測されている。主な保全措置として、サシバについては、生息環境に与える影響を低減するため、工事中の環境への配慮に努めることとしている。爬虫類については、水路や側溝に落下しにくい構造や落下した生物が這い上がれる構造を採用することとし、昆虫類については道路照明について LED 照明を採用することとしている。

なお、起業者は、今後工事による改变箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において、切土盛土は少ないことなどから地形及び地質や景観等への影響も軽微であるとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課及び宇都宮市魅力創造部文化都市推進課と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本体事業は、栃木県条例による第 3 種第 2 級の規格に基づく 4 車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

本体事業の施行方法については、申請案である東ルート案、直線ルート案及び現道拡幅案の 3 案による検討が行われており、申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、支障物件が最も少なく、田圃の縁を通過するため耕作への影響も少なく、施工性、経済性に優れていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると

適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道区間は栃木県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、すれ違い時や正面衝突の交通事故が発生している。また、歩道の未整備区間も存在しており、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、塩谷郡塩谷町、宇都宮市、矢板市及び日光市で構成される主要地方道藤原宇都宮線整備促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

栃木県宇都宮市役所 建設部 技術監理課